

2日間・11時間10分をどう戦う!?
合格に絶対必要な法律論文の書き方

講師コメント付問題文

2011年に起きた原子力発電所事故により、将来的な我が国のエネルギー政策を含む、原子力発電所のあり方について国民的議論が巻き起こった。2013年〇〇月〇〇日において、時の与党であったP党は、原子力発電所の早期再稼働を求める経済界や立地団体の意思をくみ取り、A首相が「政府一丸となって、原子力発電所の早期再稼働に取り組む方針である。」旨明言し、これに沿ったエネルギー政策に関する基本構想を策定・公表するに至った。そして、このような基本構想に関して、現内閣は、閣僚等が広く国民から意見を聞き、また、国民に直接語りかけることにより、内閣と国民との対話を促進することを目的とする集会（以下「国民集会」という。）を全国各地で開催し、国民に広く参加者を募るなどし、自身の政策の是非を国民に訴えていた。

このような政府・与党の基本構想については、原子力発電所事故の被害者はもとより、原子物理学の専門家の一部からも批判が相次いだ。

X1は、2010年以後、法定の認定を受けて基幹放送事業等を行ってきた放送事業者であり、BS放送（衛星基幹放送）を行っている。

2013年〇〇月××日、X1の従業員であり、プロデューサーとして番組制作全体を統括する立場にあるBは、政府・与党の上記基本構想に強い不信感を覚え、独断で、終始これに批判的な立場のみから、原子力発電所のあり方についての1時間30分の特別番組を放送した。同番組放送以降、X1の報道があまりに公平性を欠くとの批判が相次ぎ、物議を醸した。

その後、X1の従業員として報道局ニュースセンターに所属しているX2は、原子力発電所に関する政府の方針に対して意見を述べ、質問するために、東京都L区において開催される国民集会（以下「本件集会」という。なお、本件集会の募集要綱には、応募者多数の場合は、抽選を行う旨の記載がある。）に応募した。この応募に対して、本件集会の主催者である政府は、X1のような思想的に偏った報道機関で報道に携わっている者を本件集会に参加させるわけにはいかないとして、意図的にX2を本件集会への参加者を決定する抽選の対象から除外した（以下「本件措置」という。）。その結果、X2は、本件集会に参加することができなかった。

そこで、X2は、原子力発電所の早期再稼働に反対する立場から、政府・与党を批判する機会が失われたことを理由に、国を相手取り、国家賠償請求訴訟を提起した。

〔設問1〕

あなたがX2の訴訟代理人であるとしたら、本件措置に関してどのような憲法上の主張を行うか。

〔設問2〕

想定される被告側の反論を簡潔に述べた上で、あなた自身の見解を述べなさい。

集会に参加する自由が権利として認められるかについて問われているのではないかということが推測できる。集会の自由によって保障されることを認定するために、当該場所で集会を開く権利が政府によって認められているのかが問題となる

本件では、集会に参加して表現する自由が問われているが、その前提として集会に参加することが認められているかが問題となるため、集会の自由の知識の応用が問われているといえる

本件集会は政府が提供したパブリックフォーラムであるといえれば、集会に参加して意見を述べる権利の侵害の問題とすることができ

逆に、パブリックフォーラムとまでは評価できないのであれば、本件集会に参加して意見を述べる権利を構成できない。その場合には平等原則の問題を論じることが考えられるが、本問では比較の対象となる者が具体的に問題文に示されていないことから、平等原則を論じることは求められていないと考えられる

X2の意向は、集会に参加して意見を述べる権利（より具体的に政府与党を批判する権利でもよい）の侵害を訴えたいことだというのがわかる

本件集会に参加して意見を述べる権利の侵害があるかを検討することとなる

反論については、H27司において100点満点中10点の配点しかないことからすれば、争点を明らかにする程度の記載で足りる